

令和6年度「青森の夏！ねぶた物産市」出店要項

開催概要

- 【会 期】 令和6年8月1日(木)～8月7日(水) 7日間
- 【会 場】 青森県観光物産館アスパム (青森市安方1-1-40)
【屋内】 1階イベントホール・2階エスカレーター周辺
【屋外】 正面玄関・北口出入口の一部
- 【営業時間】 【屋内】 8月1日～7日：9:00～18:00(最終日も同様)
【屋外】 8月2日～6日：9:00～18:00
8月1日(初日)：9:00～21:00(終了時間変更の可能性有り)
8月7日(最終日)：9:00～21:00(花火大会終了まで)
- 【出店料】 会期中売上(税込)：会員 20% 非会員 22%
- 【その他】 (1)実演希望者は、事前に該当する営業許可書(青森市保健所発行)のコピーを申込書に添えて、提出してください。
(2)販売する商品は必ず申請してください。
申請なき商品の販売は禁止いたします。

1. 出店者の条件

- ①青森県内に事業所を有する企業または個人であること。
- ②販売する商品が青森県産農林水産物またはこれらを素材として製造される加工品や郷土料理、伝統工芸品や生活用品などの地域資源を活かした商品であること。
上記①及び②を満たす応募者の中から、過去の実績等を勘案して当協会が選定します。
当協会主催のイベント等に出店経験がない方は、事前に担当までご連絡ください。

2. 出店申込

別紙「出店申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。

提出締切：6月25日(火)

※お申込状況によりご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください

3. 搬入および設営、搬出(屋内外共通)

搬入/設営	7月31日(水) 13:00～17:00
搬出	8月8日(木) 8:30～11:00

4. 販売台等

昨今の物価高騰により、下記のとおりといたします。

① 什器

什器	料金 (税込)	備考
平台	300 円/台	原則として、平台(1500mm×750mm)2 台まで
上記以外の什器 ※冷蔵・冷凍OP等	実費負担	斡旋いたしますので、御相談ください。

② コンセント使用料

電圧	料金 (税込)	備考
100V (1 口 1500W)	1,000 円	—

③ その他什器等を持ち込まれる場合は、「出店申込書」にご記入してください。

5. 売上報告・売上金・つり銭の管理等

① 売上報告・売上金について

売上報告は、毎日の営業時間終了後に協会指定様式を提出してください。

売上金の保管と管理は各自で行ってください。

② つり銭の準備・保管・両替について

各自で行ってください。施設内の店舗等での対応は不可となります。

③ 各種支払いサービスについて

電子決済（キャッシュレス）に関する端末や契約は、各自で準備願います。

売上報告はサービス契約会社の手数料を引かないで、実際の売上を報告してください。

例) Square、Air ペイ、楽天ペイ、PayPay 等

④ レジ袋について

料金徴収が必要な素材を使用している物であれば徴収し、その料金は売上報告書への記載は必要ありません。

↑ 売上報告書

6. 出店料の請求

会期終了後、請求書を発行しますので、指定期日までにお振込みください。

7. 商品の販売対応

① 販売は各自（必ず商品知識のある方）で行ってください。

② 販売補助員（マネキン等）は、各自で手配してください。

③ 食品の取扱者・販売者は衛生面に十分配慮してください。

④ 本県のイメージを損なうことのない様、取扱商品及び接客態度に留意してください。

⑤ イベントホールにおいて『煮る、焼く』等の調理行為及び裸火の使用はできません。

8. 販売商品の表示

① 商品には必ず「食品表示法」等に基づく表示をしてください。

例) 品名、原材料名、内容量、賞味(消費)期限、保存方法、製造者の名称・所在地等

② アレルギー特定原材料(8品目)の表示は、義務となっています。

9. 販売備品

備品、販促物等については、各自で準備してください。

10. 飲食物の販売

- ①テイクアウト可能な状態で、商品の引き渡しを行ってください。
- ②アスパム館内の飲食店舗以外での飲食と、購入後の商品の飲食店舗への持ち込みは不可とします。

11. 試飲試食

- ①提供する際は手指の消毒を行い、ビニール手袋等を着用すること。
- ②お客様が直接食品に触れないようにすること。
- ③お客様に直接触れないようにすること。
- ④お客様が試食試飲用の容器を直接捨てられるゴミ箱等を近くに置くこと。

12. その他・留意事項

- ①出品物(販売備品含む)は、すべて各自の責任で管理してください。
- ②主催者(運営者)は、万一発生した天災、火災・盗難・紛失・損傷その他事故等についての損害負担、賠償等の一切の責任を負いかねます。
- ③お客様に対して危険を及ぼすと予測されるものは、十分注意の上、囲いなどの対策を必ず行ってください。
- ④売場壁面に釘を打つなどの行為はできません。また、壁面や床面が汚れないように管理してください。
- ⑤駐車場は、(公社)青森県観光国際交流機構から指定された場所に限り利用可能です。
- ⑥主催者(運営者)の都合により、出店要項に変更が生じた場合は、速やかに提示いたします。
- ⑦販売に使用する布に関しては、全て防災処理をしたものを使用してください。
- ⑧以下のケースが生じた場合、期間中でも出店をお断りさせていただく場合もあります。
また、出店者は如何なる賠償請求や申し立てもできません。
 - (1) 売上報告に不明瞭な点がある場合
 - (2) 申込内容から大きな違いがある場合
 - (3) お客様に対して重大なトラブルを発生させた場合
 - (4) 要項の規定に基づき、主催者(運営者)が違反と判断し、その指摘を聞き入れない場合
- ⑨要項に定めのない事項、内容に疑義が生じたときは双方が誠意をもって協議し決定する。

13. 屋外出店者へのお知らせと留意事項

- ①必ず床面の養生を行って販売してください。
- ②撤収日に原状復帰して引き渡してください。
- ③油、焼焦げ等による床面等の清掃料金が発生した場合は、出店者の全額負担となります。
- ⑤実演販売は各自で消火器を御用意ください。(事前に消防署のチェックがあります。)
- ⑥各自でテント幕の開閉を行ってください。
- ⑦ねぶた祭りの運行状況による利用者の増減で、営業終了時間が変更する場合がございます。

【問合わせ先】

(公社)青森県物産振興協会 山崎
〒030-0801 青森市新町 1-2-18-3F
TEL : 017-777-4616 FAX : 017-777-4620